今、注目の家族信託は

家族信託の相談窓口®

会員不動産会社の当社へお気軽にお問い合わせください

「家族信託の相談窓口」とは

全ての不動産所有者とそのご家族が安心して家族信託をご利用いただくために不動産所有者の方向けに特化した**“不動産”と“家族信託”の相談窓口**です。
家族信託のご相談・組成・アフターフォローから、不動産に関するあらゆるご相談まで**ワンストップでお手伝い**します。
不動産に関する豊富な知識と経験をもつ不動産会社と、家族信託に関する専門的な知見、実績を有する登録専門家（司法書士・行政書士等の法律専門家）が連携してサポートいたします。

専用サポートサービスも充実!

FIT Family's Ideal Tale

WEBアプリケーションシステム『FIT（フィット）』でマイページを作成

- チャット機能で会員不動産会社や登録専門家へいつでも相談
- 専用のオンライン会議システムで、遠方の家族と家族会議を簡単に開催可能
- 信託契約書の内容もマイページでいつでも確認可能
- お知らせ/アラート機能で年一回の信託計算書の提出など、手続きの失念も予防

まずは資料請求から

＼わかりやすいとご好評!／

家族信託の詳しい資料を無料進呈中!

今ならマンガ「家族信託 物語」もプレゼント!
ご家族へのご説明にもご活用いただけます!

「家族信託の相談窓口」パンフレット

＋

マンガ『家族信託物語』

家族信託の相談窓口®

会員不動産会社 ハウジングセンター株式会社

〒225-0011　神奈川県横浜市青葉区あざみ野2-9-13

●お問い合わせは下記までお気軽にご連絡ください。

045-901-6161

相続サポート課　受付／10:00～18:00

inheritance@housing-center.co.jp

https://www.f-shintaku.jp/inquiry/?post_id=6300

賃貸オーナー様にお伝えしたい…

相続でも 生前贈与でもない 資産承継の新しいかたち

「家族信託」をご存じですか？

こんな心配ございませんか？
こんな想いはございませんか？

- ☑ そろそろ高齢だし健康にも不安が…賃貸経営を子供に任せたい。
- ☑ 自分が亡き後に子供が賃貸経営を継続できるかが心配だ。
- ☑ 財産のほとんどが不動産。自分が亡くなった後、不仲の子供二人の共有名義になるのが心配だ。
- ☑ 先祖代々受け継いだ不動産…子供のいない長男が相続した後も直系の子孫に継がせていきたい。

家族信託は親子間の信託契約に基づき行われる財産管理・資産承継の手法です。

家族信託の一般的なイメージ

委託者（親）
管理や経営を子供に任せる

信託契約 →

受託者（子供）
子供主導の賃貸経営を行う

→

受益者（親）
家賃などの収益は今まで通り親が受け取る

例えば「家族信託」ならこんなことが実現可能です！

実現可能 子供が（形式的）所有者として、管理・売却・修繕など賃貸経営の全てを行うことができます。

実現可能 親が元気なうちから子供へオーナーチェンジ。子供の賃貸経営をサポートしながら相続に備えることができます。

実現可能 管理・売却・修繕の権限を1人に集中させ、収益は平等に分配することも可能。さらに不仲を原因とする不動産の塩漬けを防ぎます。

実現可能 自分→長男→孫（次男の子供）のように数世代先まで資産の承継先が指定できます。

※個別の条件により家族信託で得られる効果は変わります。家族信託をご検討の際は必ず専門家にご相談ください。

家族信託の相談窓口®
会員不動産会社 ハウジングセンター株式会社
〒225-0011　神奈川県横浜市青葉区あざみ野2-9-13

●お問い合わせは下記までお気軽にご連絡ください。
045-901-6161
相続サポート課　受付／10:00～18:00
inheritance@housing-center.co.jp
https://www.f-shintaku.jp/inquiry/?post_id=6300